

## 知事読み上げ文 (訴えの提起の決定について)

沖縄県が昨年11月2日、国地方係争処理委員会に審査申出を行った件について、同委員会は、12月28日付けで当該申出を却下する旨の決定をしました。

県ではこれを受けて対応を検討してまいりましたが、国土交通大臣を被告とする訴えを福岡高等裁判所那覇支部に対して提起することといたしました。今後、訴状や証拠書類が整い次第、裁判所に提出いたします。

同委員会は、結果として国土交通大臣の執行停止決定の違法性について何ら実質的な判断せずに却下決定に及んでおり、この点について不服がありますので、訴えるべきであると判断いたしました。

これまで申し上げているように、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づき審査請求及び執行停止申立てを行うことそのものが違法であり、またそれに基づき国土交通大臣が行った執行停止決定も違法であります。福岡高等裁判所に対して、その旨主張・立証してまいります。

私は、今後ともあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地は造らせないと公約実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年 1月19日

沖縄県知事 翁長 雄志